

## 規制の事前評価書

政策の名称	連結ソルベンシー・マージン規制の導入		
担当部署	金融庁監督局保険課	電話番号： 03-3506-6791	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年1月28日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【内容】</b>            連結ベースでのソルベンシー・マージン比率を導入し、保険グループ内の子会社等についてのリスクを捕捉し、早期是正措置の基準とするもの。</p> <p><b>【問題点】</b>            規制の改正等を行わなかった場合、現行の規制では子会社のリスクを限定的にしか捉えられていないため、保険会社本体以外のグループ会社においてリスクの高い取引が行われた場合に事実の把握が遅れ、保険契約者保護上の適切な対応が取れなくなるおそれがある。</p> <p><b>【目的及び必要性】</b>            一昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、保険グループ内の子会社等についてのリスクを捕捉し、早期に保険監督上の対応を行うための基準を定める必要が生じている。したがって、グループベースでの実効的な保険監督を行うために、現行、保険会社単体に対して導入されているソルベンシー・マージン規制を保険グループに対して拡張し、導入する。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行規則第86条の2、第88条、第210条の11の3及び第210条の11の4等 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等	
想定される代替案	連結の対象を国内の子会社等とする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	本件規制の改正以降1年以内に、保険会社が子会社等から新たに情報を収集する費用、連結ソルベンシー・マージン規制を社員に対して周知するための研修費用等の事務費用、導入後当該規制に対応するためのシステム対応費用等の負担が発生し、その後もこれらに対する維持費用が発生する。	本案と同様の費用が生じるが、国外の子会社等について情報を収集するための費用は恒常的に軽減される。	
(行政費用)	本件規制の改正以降1年以内に、連結ソルベンシー・マージン規制を当局職員に対して周知するための研修費用等の事務費用及び当該規制に対応するためのシステム対応費用等の負担が発生し、その後も継続的にこれらに対する維持費用が発生する。	本案と同じ。	
(その他の社会的費用)	特になし。	国外の子会社等において過大なリスクを負っていたとしても当局が当該リスクを捕捉できないこととなり、国外に子会社等を持つ保険グループについて適切な監督上の措置を講じられなくなるおそれが恒常的に生じ、保険契約者に重大な損害が発生しかねない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	保険グループ内の子会社等についてのリスクを捕捉することにより、保険金等の支払能力の有無をより広範に判断できることとなり、早期に適切な対応を図ることが可能となるため、更なる保険契約者保護に繋がると考えられる。	国外の子会社等を除く、保険グループ内の子会社等についてのリスクを捕捉することにより、保険金等の支払能力の有無をある程度広範に判断できることとなり、早期に適切な対応を図ることが可能となるため、更なる保険契約者保護に繋がると考えられる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案と代替案を比較した場合、行政費用については大きな差はない。しかし、遵守費用及び便益については、本案の方が保険会社が、国外の子会社等の情報を収集する費用等が生じるものの、保険グループ内の子会社等についてのリスクをより広く捕捉することによって保険金等の支払能力の有無をより広範に判断できることとなり、早期に適切な対応を図ることが可能となるため、より高い水準で保険契約者の保護が実現することとなる。 また、代替案を採用した場合は、国外の子会社等のリスクを把握できないこととなり、その結果、保険グループ内の国外の子会社等が多大なリスクを負い、グループが破綻に追い込まれた場合は、保険契約者保護のための公金投入や金融システムの混乱など、国内外に対して極めて大きな影響を及ぼしうる。 この影響による損失は、保険会社が国外の子会社等についての情報収集をすることにより発生する費用を十分に上回ると考えられ、従って本案による改正が適当であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	特になし。		
レビューを行う時期又は条件	今後予定されている経済価値ベースでのソルベンシー評価の導入時に本規制も見直されることとなるため、その時に必要があれば行う。		
備考			